いわき市地区防災計画作成マニュアル 【モデル地区防災計画】(作成例)

П	П	地	X	防	{{ {}, } }	計	-ī	
			7		X	. 8		

平成〇〇年〇〇月

\sim 目 次 \sim

1.	はじめに	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	地域特性と予	想さ	わ	る	災	害			•	•	•	•	•	•	•	3
3.	地区ハザード	マッ	プ			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4.	活動の方針と	計画	Ī		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
5.	災害時の活動		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
6.	実践と検証	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
7	参考資料		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16

1. はじめに

(1)計画作成の目的等

- ※地域住民皆さん主体の計画の性格、位置づけを明記し、策定の目的を記載します。また、 その前提となる共助の必要性等について、これまでの資料を基に説明します。
- ○□□□地区防災計画(以下「本計画」といいます。)は、□□□地区の地区住民が自発的に 行う防災活動に関する計画です。
- 〇地区住民自身が活動主体として率先して防災活動に取り組むこと(共助)により、地域防災力の向上と地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として作成します。
- 〇本計画は、いわき市防災会議への提案を経て、いわき市地域防災計画における地区防災 計画として位置づけます。

(2) 対象地区

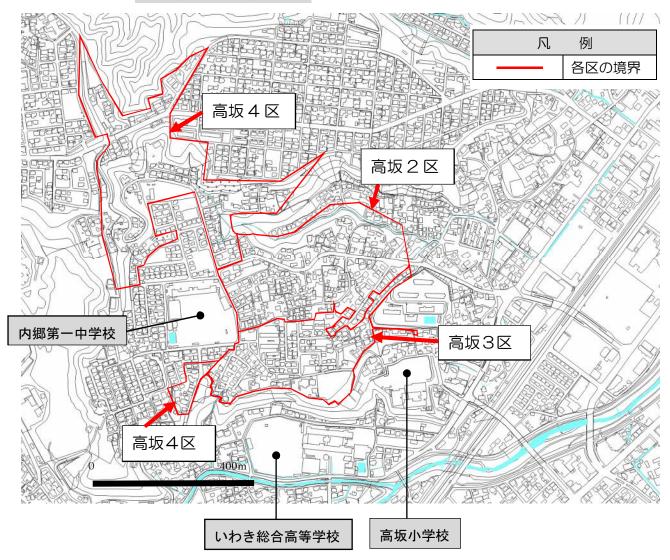
※本計画の対象となる位置・範囲を示します。

- ○本計画の対象となる□□□地区は、いわき市の○○である○○地区に含まれ、JR 常磐線の○○側に位置する地区です。
- ○地区の地形は○○で、○○となっています。
- ○本地区の範囲及び概況は、下図及び下表に示すとおりです。

■地区の概要

地区の笠田	〇〇町〇〇、〇〇、〇〇				
地区の範囲	行政区:〇〇区				
地区内総世帯数	40000HH				
(H〇年〇月現在)	約○○○世帯				
主な土地利用	住宅地、学校・・・・				
都市計画	市街化区域(第一種住居地域、第二種住居地域、工業地域)				

■対象地区の範囲【内郷高坂町の例です】



2. 地域特性と予想される災害

(1)地域特性

※計画の前提となる情報を整理します。

① 地区の概況

【人口・世帯】※【いわき市推計人口統計】などの活用が可能です。

- ○本地区を含む字の合計※によれば、平成○年○月○日現在○○○世帯、○○○人です。
- ○本地区を含む△△地区では、人口は近年減少【増加、横ばい】状況にあります。
- 〇高齢化の状況について、平成〇年〇月〇日現在では 65 歳以上の高齢者人口が占める割合は〇%と、高齢化が進んでいます。

■地区を含む人口・世帯の動向 【いわき市の推計人口統計による】

地区を含む地域※の1日・世帯	世帯数	人口(単位:人)				
地区を含む地域※の人口・世帯	(単位:世帯)	総数	男	女		
平成〇年〇月〇日現在						
平成△年~平成○年 □年間増減率	-0%	-0%				

[※]町名などでわからない場合は、概ねの字単位の合計などによる。

② 地区の歴史

※地区の歴史をまとめます。「いわき市史」(いわき市史編さん委員会編)及び「地名の変化にみる、岩城の近代化」(いわき市立いわき総合図書館編集、いわき未来づくりセンター発行)などが参考となります。

【古くから人が住んだ、歴史ある地区です】

- ○いわき市では、旧石器時代から弥生時代にかけての遺跡が主に河川沿川に数多く発見されており、□□□地区周辺でも、・・・でした。
- 〇本地区には、字名をはじめとして、歴史ある地名・町名が残っています。

【明治以降、・・・により発展しました】

○□□地区は、石炭産業の発展とともに・・・、その後・・・・として発展しましたが、 近年は高齢化が進行しています。

③ 気象・地形・土地利用

- ※地区の防災に関わる気象・地形・土地利用などの特性をまとめます。下記は平城山地区の例を示しています。下線部を参照ください。
- 〇地区内では、<u>起伏ある地形(後述)の影響で、南向きの坂道では冬期の放射冷却等によ</u> り路面が凍結することがあり、注意が必要です。
- ○地区内の地形については、起伏に富んでおり、<u>狭あい道路や坂道が多く、住宅地縁辺部</u>には急傾斜地が多く存在します。
- 〇地区の主な土地利用は、住宅地、学校です。寺社も複数立地しています。<u>古い木造家屋</u>が多く、火災予防や耐震化のほか、敷地内の大木の強風時の倒木にも注意が必要です。
- ○交通関係では、地区内に国道○○号が走り、朝夕は交通量が多くなっています。

④ 主な公共施設・指定避難所等

※地区の指定避難所や、学校・公共施設等を示します。

- ○地区内には、○○○が立地しており、災害時には一時避難場所、避難所として指定されています。
- ■地区内の主な公共施設・指定避難所

地区内の指定避難所等	
その他の公共施設等	

⑤ 地区内の主な団体の活動状況

※地区のコミュニティ活動や、福祉・防災等の活動状況を示します。

- ○自治会において、様々なコミュニティ活動が実施されています。
- 〇このほか、老人会・青年会・子供会・婦人会の活動、民生・児童委員の活動や、高齢者 の見守り、児童の登下校の見守り等が行われています。
- ○消防組織として、いわき市消防団第○支団第○分団があります。
- ○地区内の○○中学校の生徒が、防災意識の普及・啓発活動を行っています。

⑥ 災害に関する危険箇所等の指定状況

- ※地区の災害に関する区域指定や危険箇所を示します。各種の危険区域等については、「いわき市防災マップ(改訂版)平成27年4月」等を確認ください。
- ○地区内には、△△等の、災害時に危険な箇所が存在します。

■地区の災害時に危険な区域等の状況

土砂災害警戒区域等	
土砂災害危険箇所	
河川洪水浸水想定区域	
津波浸水想定区域	

(2) 災害特性と課題

① 過去の災害

- ※今後配慮しておくべき、地区の災害・被害をまとめてみましょう。話し合いによる整理の他、いわき市地域防災計画(資料編)、福島県ホームページ「県内における主要災害 S40~H26」等を調べて確認ください。
- ○□□□地区では、過去、台風・豪雨等による浸水や崖崩れなどの被害が発生しています。 また、東日本大震災の折には、津波による被害を受けています。

② 防災に関する課題

※災害特性等をふまえて、防災に関する課題を、話し合いなどを通じてまとめます。

【災害に対するリスクに備える】

- 〇過去から××等による被害が発生しており、災害に危険な区域等が存在していることから、安全確保のための取り組みが求められます。
- ○地区内には、古い木造家屋が多いため、火災予防や耐震化の対策が必要です。
- 〇地区内では強風時の倒木が発生しており、直接被害の他、消防車等の緊急車両の通行 にも支障が出る場合も想定されます。

【災害発生直前・発生時の避難行動を確立する】

○地区内には、狭あいな道路や坂道が多く、避難行動に不安があります。夜の場合の考慮、自宅待機や安全確保のための身近な場所の検討、お年寄りへの早めの避難の呼びかけ・避難誘導等も含めて、避難の方法を確立する必要があります。

【避難生活での助け合いを行う】

〇避難生活時の炊き出し等、発災時の防災活動の役割分担について、対応を検討する必要があります。

【日頃からの対応を強化する】

〇継続的な防災意識の啓発、避難場所の周知と理解促進、人々のつながり(連絡網、一人暮らしのお年寄りへの対応、あいさつ)、各家庭での備蓄促進を進める必要があります。

3. 地区ハザードマップ

- ※様々な情報を地図上に整理し、住民が最低限知っておきたい避難場所等の防災施設や災害時に向けた備えについて話し合い、地区ならではの情報を盛り込んだ地区ハザードマップを作成しましょう。
- ※作成にあたっては、マニュアルの「2. 地区防災計画の内容【2】地区ハザードマップ」及び「4. 地区防災計画作成の方法例 参考④「いわき市防災マップ(改訂版)平成27年4月」~参考⑦【地区ハザードマップの作成方法】」を参考にしてください。





4. 活動の方針と計画

(1)活動方針

※活動方針を記載します。下記は記載例です。話し合いで決めましょう。

- 〇平城山地区は、いわき市の歴史にも古くから登場してきた市街地です。一方で、狭あい 道路や坂道が多く、住宅地縁辺部に急傾斜地が多く存在するなど地形制約もあることか ら、災害発生の危険性は忘れてはいけません。また、古い木造家屋も多いため、火災予 防の対策も必要です。
- 〇災害による被害を軽減するためには、日常時、災害時ともに地区住民が協力・連携し、 「自分のまちは自分たちで守る」活動を進め、まち・コミュニティを後世に引き継いで いくことが必要です。
- ○■■自治会でのこれまでの防災関連を含む5つの方針にもとづき、まちづくりを展開しています。

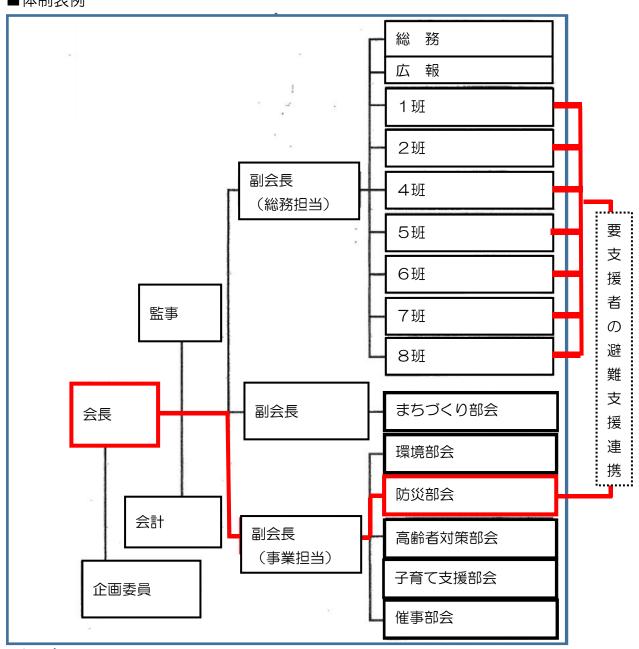
=■■自治会の「5 つのまちづくり」=

- ●健康長寿のまちづくり
- ●人をつなぎ、地域をつなぐまちづくり
- ●災害に強いまちづくり
- ●地域で子どもを守るまちづくり
- ●環境のまちづくり

(2)取り組みの体制

- ※地区の防災の取り組みを日頃から支えていく組織・体制(まちのつながり)を記載します。
- ○□□□地区の防災の取り組みを日頃から支えている組織・体制(まちのつながり)として、○○自治会の災害に強いまちづくり部会を中心として、自治会内の他のまちづくり活動や補助団体等と連携して防災活動を行います。

■体制表例



■防災関係機関【連携】

名称	電話番号	住所
いわき市 危機管理課	22-1242	いわき市平字梅本 21 番地
土木課	22-7490	同上
□□消防署	119 (XX-XXX)	いわき市◇◇◇
いわき〇〇警察署	110 (XX-XXX)	いわき市◇◇◇
いわき市水道局	22-1221	いわき市平字童子町 2-5
東北電力いわき営業所	0120-175-366	いわき市平字作町一丁目5番地1号

●地区内の施設・各種団体【協力】

名称	電話番号	住所
〇〇高等学校		
いわき市消防団第〇支団		

(3)日頃の取り組み

※地区の防災の取り組みを以下の項目について記載します。実施する項目の選択、実施する場合はその内容について、簡潔にご検討ください。

○情報収集方法の確認

市の防災メール、インターネット(市のホームページ、福島県・気象庁等)、FM いわき (76.2 メガヘルツ)、テレビ (NHK データ放送)、消防団による車両広報などの災害情報の入手手段を、日常から確認します。

市の防災メールなどを活用し、情報の収集に努めます。



[いわき市防災マップより]

〇非常持出品や備蓄の準備

災害に備えて、各世帯での非常持出品や備蓄の準備を進めます。



[いわき市防災マップより]

〇防災訓練

毎年○月○日周辺の週末に「■■自治会防災訓練」を実施し、自助としての初動行動・ 避難行動の確認、共助としての避難生活支援等の取り組みを、消防署等の関係機関と 協力しながら実践します。

○活動体制の整備

■■自治会の「防災部会」が中心となり、自治会内の他のまちづくり活動や補助団体等と連携して防災活動を行います。

今後、「自主防災会」として、災害発生時に求められる役割に応じた「情報班」、「消火班」、「救出・救護班」、「給食・給水班」、「連絡調整班」等の班編成を設定し、具体的な役割や活動を構築して災害時の活動の実効性を高めていきます。

○連絡体制の整備

■■自治会には、1班~8班があり、それぞれ班長により、顔が見える関係づくりを 進めます。

また、地区内の土砂災害警戒区域では、土砂災害防止法により、区域ごと災害発生時の連絡網を定めることとなっており、未作成の区域では作成を急ぐこととします。

〇要支援者の連絡・支援体制の準備

自治会の班毎に、一人暮らしの高齢者などの要支援者や家族の方々への、支援者(活動主体)や支援の範囲や支援体制を検討しておきます。

要支援者は、市から提供される避難行動要支援者名簿を参考とします。ただし個人情報であることから、取り扱いは自治会長の他は、班長と支援者などに限定します。

支援者(活動主体)には、「災害に強いまちづくり部会」と各種補助団体等が連携し、平時からの声かけや災害時の避難誘導訓練について周知や参加を呼びかけます。

○防災マップの継続的な見直し等

本計画に示した「地区ハザードマップ」の周知や、必要な見直しを進めます。

○避難路の確認

「地区ハザードマップ」を活用し、住民・家庭毎の避難経路の確認を促します。また、 高齢者の方々の避難支援などの安全なルートを日頃から確認しておきます。こうした 取り組みは、今後の「■■自治会防災訓練」でも継続していきます。

〇指定避難所・避難経路等の確認

住民は、個々の住民・家庭単位で、指定避難所を確認します。また、そこへの安全なルートと高齢者の方々の避難支援の方法を日頃から確認しておきます。

○家庭での取り組みの普及・啓発

■■自治会では、このほかにも、消火器のあっせん販売、住宅用火災警報器、オール電化の一長一短の知識・理解等の普及・啓発活動を行っています。今後も回覧板や説明会等により、家庭でできる防災活動の普及・啓発を継続して推進していきます。

5. 災害時の活動

※災害別に、皆さんが具体的に取り組む内容を記載します。

(1) 地震の場合 ※内陸部の場合の例

① 初動行動

○大きな揺れを感じたら、住民一人ひとりが、直ちに「だんごむし」の姿勢を取る、机 の下に隠れる、何もない空間へとっさに移動するなどにより、身の安全を確保します。

② 出火防止•初期消火

- 〇自分の家や隣家等で火事が発生した場合、自分自身及び家族の安全確保を前提として、 大声で「火事だ」と叫び、延焼を防止します。
- ○消火器等を使用して、初期消火を実施します。
- 〇消防機関等の出動が必要な場合には、速やかに 119 番で電話要請します。

③ 救出・救護

- 〇隣近所と連携し、安全に配慮しながら、バール、ジャッキ、ショベル等の資機材を用い、倒壊物やガレキの下敷きになった人を救出します。
- ○負傷者には応急手当等を行い、病院への搬送支援を行います。
- ○消防機関等の出動が必要な場合には、速やかに 119 番で電話要請します。

4 避難

- ○避難の際は、隣近所どうしで安否の確認と避難の呼びかけを行います。
- 〇崖崩れ等や火災・倒壊家屋により通行できない恐れのある道路の利用を避けます。地 区ハザードマップの活用や訓練での確認を促進します。
- ○お年寄りはじめ要支援者がいる家庭には特に気をつけます。
- ○その他、○○等の集会所の利用が想定される場合には、耐震性の確認、利用の安全確認の手順や解錠の担当者や手続きなどをあらかじめ決めておくものとします。
- ○非常持出品を確認し、避難します。

⑤ 要支援者の避難支援

- ○障がい者、一人暮らし高齢者などにも声をかけ、避難支援を行います。
- ○支援者(活動主体)は、班長等と連絡を取り合い、避難支援を行います。
- 〇避難誘導を実施した支援者(活動主体)は、要支援者や避難先を班長又は直接自治会 長に報告します。

⑥ 指定避難所等の開設

- ○指定避難所(○○高等学校)は、開設に合わせ、■■自治会はいわき市と協力し、受付や名簿の確認等(避難者の安否確認等)を行います。
- ○住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。

⑦ 指定避難所等の運営(避難生活の協力・支援)

- ○避難生活の協力・支援についても、■■自治会がいわき市と協力して行います。
- ○住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。
- ○住民一人ひとりの体調、状況、男女の性差、家族の状況等に気配りします。

(1) 地震・津波の場合 ※沿岸部の場合の例

① 初動行動

- ○大きな揺れを感じたら、住民一人ひとりが、直ちに「だんごむし」の姿勢を取る、机 の下に隠れる、何もない空間へとっさに移動するなどにより、身の安全を確保します。
- ○津波警報が発令されサイレンがなった場合や、テレビ・ラジオ・防災メール等で津波 の危険が確認できたら、直ちに避難を開始します。
- ○津波の際の指定避難所等に向かうなど、できるだけ高い場所に移動します。

② 出火防止・初期消火【津波の危険がない場合】

- 〇津波の危険がない場合で、自分の家や隣家等で火事が発生した場合、自分自身及び家 族の安全確保を前提として、大声で「火事だ」と叫ぶなど、延焼防止に努めます。
- ○消火器等を使用して、初期消火を実施します。
- ○消防機関等の出動が必要な場合には、速やかに 119 番で電話要請します。

③ 救出・救護【迅速な津波からの避難に配慮した上で実施します】

- 〇救出・救護が必要な人が発生した場合、安全に配慮の上、状況に応じて近隣が協力し ながら可能な範囲での救助活動を行います。
- ○負傷者には応急手当等を行い、津波避難の支援や、病院への搬送支援を行います。
- ○消防機関等の出動が必要な場合には、速やかに 119 番で電話要請します。

4 避難

- ○避難の際は、隣近所どうしで安否の確認と避難の呼びかけを行います。
- ○津波の危険がある場合は、できるだけ高い場所に移動します。
- ○津波の夜浸水の恐れのある箇所や、崖崩れ等や火災・倒壊家屋により通行できない恐れのある道路の利用を避けます。地区ハザードマップの活用や訓練での確認を促進します。
- ○お年寄りはじめ要支援者がいる家庭には特に気をつけます。
- ○その他、○○等の集会所の利用が想定される場合には、耐震性の確認、利用の安全確認の手順や解錠の担当者や手続きなどをあらかじめ決めておくものとします。
- ○非常持出品を確認し、避難します。

⑤ 要支援者の避難支援

- ○障がい者、一人暮らし高齢者などにも声をかけ、避難支援を行います。
- ○支援者(活動主体)は、班長等と連絡を取り合い、避難支援を行います。
- 〇避難誘導を実施した支援者(活動主体)は、要支援者や避難先を班長又は直接自治会 長に報告します。

⑥ 指定避難所等の開設

- ○指定避難所(○○高等学校)は、開設に合わせ、■■自治会はいわき市と協力し、受付や名簿の確認等(避難者の安否確認等)を行います。
- ○住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。

⑦ 指定避難所等の運営(避難生活の協力・支援)

- ○避難生活の協力・支援についても、■■自治会がいわき市と協力して行います。
- ○住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。
- ○住民一人ひとりの体調、状況、男女の性差、家族の状況等に気配りします。

(2) 風水害・土砂災害の場合

① 発災前の行動

○情報収集に努め、早めの備えを行います。

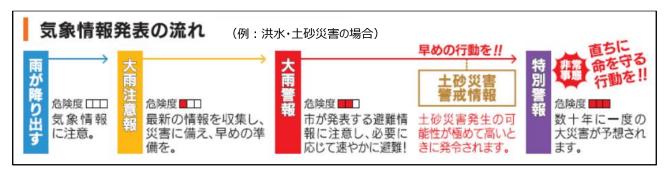
市の防災メール、インターネット(市のホームページ、福島県・気象庁等)、FM いわき (76.2 メガヘルツ)、テレビ(NHK データ放送)、消防団による車両広報などにより、 気象情報や注意報・警報等の確認を行います。

注意報や警報が出た場合、手回し式や乾電池の確認など停電への備えや、家族の場所や行動の確認等を行います。

- ○非常持出品を確認し、避難に備えます。
- 〇「避難準備・高齢者等避難開始」、避難勧告、避難指示の意味を「市防災マップ」など で確認しておきます。

② 避難のタイミング

- ○早めの避難を心がけます。特に、崖崩れなどの不安がある場合には、気象警報や「避 難準備・高齢者等避難開始」が出たら避難します。
- ○夜間の避難はできるだけ避けるとともに、移動する場合は、雨の量や避難の距離や途中の危険性など、安全確保に十分注意します。
- ○近所で助け合いの体制を確認しておくよう周知し、避難の際には皆で一緒に行動する よう努めます。
- ○災害の恐れがある場合には、消防車の車両広報やサイレンに注意します。サイレンが聞こえにくい場所では各自の注意のほか、近所で声かけするよう努めます。



(いわき市防災マップより)

③ 避難

【避難先】

- 〇市の指定避難場所とします。避難所の開設については事象の規模や避難者の状況等に応じて判断されます。
- ○集会所の利用が想定される場合については、利用前の安全確認の手順に沿い、地区住民 が自主的に鍵を開け、一時的に滞在できるようにします。
- ○自宅に待機する場合は、少しでも上の階へ移動するようにします。
- 〇避難先に低い地形を通過する人は、早めの避難に努め、避難所への移動の安全確保が難 しい場合は、自宅や隣家等のできるだけ安全な場所への移動を図ります。
- ○道路が狭い場所が多いことや駐車場の制約等から、避難の際はできるだけ徒歩とします。

【避難ルート】

○崖崩れ等や出水により通行できない恐れのある道路の利用を避けます。

ハザードマップや訓練を活用して、安全なルートを事前に確認しておくよう、周知を進めます。また、訓練などの機会を通じて、近所で集まる場所を決めておくなど、助け合いを呼びかけます。

○集合住宅の入居者等にも、日頃から協力などの呼びかけを行います。

【要支援者】

○障がい者、一人暮らし高齢者の方などに、声をかけ避難支援を行います。

支援者(活動主体)は、できるだけ早い判断に努めるとともに、班長等と連絡を取り合い、避難支援を行います。

避難誘導を実施した支援者(活動主体)は、要支援者や避難先を班長又は直接町会長に報告します。

④ 指定避難所等の開設

- ○指定避難所については、開設に併せ、

 ■■自治会がいわき市と協力して受付や名簿の確認等を行います。
- 〇その他、集会所の利用が想定される場合には、安全性の確認、利用の安全確認の手順や 解錠の担当者や手続きなどをあらかじめ決めておくものとします。
- ○非常持出品を確認し、避難します。
- ○住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。

⑤ 指定避難所等の運営(避難生活の協力・支援)

- ○避難生活の協力・支援についても、■■自治会が協力して行います。
- ○住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。
- ○住民一人ひとりの体調、状況、男女の性差、家族の状況等に気配りします。

6. 実践と検証

(1) 防災訓練の実施

- ※地域主体で行う、日常的な訓練や定期的な防災訓練の実施を位置づけましょう。日にち、 企画主体を決めておくことも有効です。
- ○地区の住民が災害時に実際に計画に基づく防災活動を実践できるよう、いわき市や○○ 消防署、指定避難所、■■公民館等と連携して毎年防災訓練を実施します。
- ○実施時期は、毎年○月○日周辺の週末を予定します。
 - ■訓練メニュー[参考]

内容(企画主体)	風水害対応	地震対応
避難時の訓練	情報収集・伝達訓練	
(自治会)	避難訓練	
	避難路•避難場所確認訓練	避難路•避難場所確認訓練
	避難経路上の危険箇所の	避難経路上の危険箇所の
	把握・話し合い	把握・話し合い
	要配慮者の把握	要配慮者の把握
避難後の訓練	避難所開設•運営訓練	避難所開設•運営訓練
(自治会)	炊き出し訓練・紙食器訓練	炊き出し訓練・紙食器訓練
	物資配給訓練	物資配給訓練
発災後の初動行動の訓練		シェイクアウト訓練
(自治会・消防団)		初期消火訓練
		応急救護訓練
		防災資機材取り扱い訓練

(2) 計画の見直し

- ○この計画については、継続して管理を行い、状況に応じて見直しを図っていきます。 訓練の機会や日頃の話し合いを通じて、計画の見直しに取り組みます。 地域の取り組みや体制の変化等に合わせて、必要な見直しを行います。
- ○見直した場合は、■■自治会が、報告・協議します。 見直した内容について、説明会やチラシ等により地域住民全体に伝達し、市に報告します。

7. 参考資料

(1) 作成までの過程

※計画作成の参加者構成等の表、経過を記載します。

(2) その他資料等

※必要に応じて、資料を掲載します。